

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和2年3月27日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子

委員 濱口 正久

委員 浜口 一利

議長 木下 順一

副委員長 河村 孝

委員 戸上 健

委員 世古 安秀

副議長 山本 哲也

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・中村総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水 敏也

書記 中山 真緒

次長兼  
議事総務係長 木田 崇

(午後 6時00分 再開)

○坂倉広子委員長 それでは、本会議に引き続きお疲れさまです。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和2年3月31日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。  
総務課長。

○中村総務課長 総務課、中村です。よろしくお願いいたします。

提出議案一覧をご覧ください。本日お配りしたものでございます。

今回提出いたします議案は、議案第93号、令和2年度補正予算議案1件、議案第94号から議案第97号までが条例議案4件、諮問第1号が人事案件1件の合計6件を上程いたします。

補正予算の概要、第1号の概要のほうをご覧ください。

議案第93号、令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。補正予算の規模ですが、令和2年度一般会計補正予算（第1号）は、観光振興事業で560万円を計上し、補正後の一般会計予算額は124億3,160万円となります。

最後のページ、4ページのほうをご覧ください。観光振興推進事業としまして予算額560万円を計上しております。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている市内宿泊事業者への緊急経済対策として、市内宿泊施設利用時に1名1泊当たり5,000円、離島の場合は6,000円を市民を対象に先着1,000名まで割り引くプランを造成し、市内における消費活動の促進を図ります。主な経費は宿泊事業者緊急対策事業560万円、主な財源は観光振興基金同額でございます。

議案一覧表に戻っていただきまして、次のページの議案概要をお願いします。

2段目の議案第94号、鳥羽市市税条例の一部改正について。税務課ですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容は、市民税としまして①のところ です。寡婦控除の見直し。婚姻歴に関わらず、未婚のひとり親に寡婦控除を適用する。寡婦に寡夫と同じ所得制限、所得金額500万円を設ける。子ありの寡夫の控除額26万円を子ありの寡婦の控除額30万円と同額とする。

②企業版ふるさと納税の拡充、延長。現行では寄附額の3割を損金算入、3割を税額控除と、合計6割としておりますけれども、改正後は寄附額の3割を損金算入と6割を税額控除ということで、6割から9割に改正がされます。適用期限を5年延長するものです。

次に、固定資産税ですが、課税標準の特例として市が条例で定める割合について、次のとおり改正するというので4点挙がっておりますけれども、これは鳥羽市には該当ございません。これらの改正があるというものです。

たばこ税につきまして、葉巻たばこの課税方式の見直し。令和2年10月から段階的にということで、重量比例課税が適用されている1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこについて、本数課税方式に見直しをするものです。

共通としましては、条項のずれです。ずれを改正します。

議案第95号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について。同じく税務課です。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものです。内容は、条項のずれの改正です。

議案第96号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について。市民課です。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。内容は、①としまして、課税限度額の見直し。基礎課税額61万円から63万円。介護納付金課税額16万円から17万円。②としまして、軽減判定所得の見直し。7割軽減基準額33万円、これは現行どおり。5割軽減基準額33万円プラス28万円掛ける被保険者数が、33万円プラス28.5万円掛ける被保険者数。2割軽減基準額については33万円プラス51万円掛ける被保険者数が、33万円プラス52万円掛ける被保険者数と改正されます。

次に、議案第97号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。消防本部です。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の一部改正により、補償基礎額及び法定利率等について所要の改正を行うものです。内容は、補償基礎額の改正です。表にあります、例えば団長及び副団長、10年未満の欄がありますけれども、括弧書きが現行1万2,400円、改正後が1万2,440円ということになります。それから、法定利率の改正ということで、現行100分の5から、事故発生日における法定利率に改正がされます。

以上で、提出議案についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

続きまして、議案の上程等について事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○清水事務局長 それでは、本会議の日程等についてご説明いたします。

3月31日の会議に上程される議案につきましては、議案第93号、令和2年度鳥羽市一般会計補正予算(第1号)と議案第94号から議案第96号の鳥羽市市税条例等、鳥羽市都市計画税条例、鳥羽市国民健康保険税の3議案の日切れ議案、そして議案第97号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正、諮問1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての人事案件を上程し、提案者の趣旨説明がございました。

趣旨説明の後、議案精読のための暫時休憩を挟みまして、議案に対する質疑を行います。

質疑が終了しましたら予算決算常任委員会を開催し、議案第93号の令和2年度鳥羽市一般会計補正予算(第1号)について、予算決算常任委員会を開催する予定です。

議案第97号の鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、国の法改正によるものであること、また公布日が本日でありますことから、所管の総務民生常任委員会の世古委員長にご相談をさせていただき、委員会付託の省略をお願いしたいと思います。

諮問第1号の人事案件、人権擁護委員の推薦につきましては、委員会付託を省略し、質疑を行うが討論は行わないと申合せにありますので、このように取扱いをさせていただきます。

議案第94号から議案第96号の3議案の日切れ議案につきましては、例年のことでありますが国の税制改正に伴う条例の一部改正でありますことから、先ほど申し上げましたように委員会付託の省略をお願いします。討論、表決を行い、散会の予定とさせていただきます。

質疑につきましては、前日の30日月曜日正午までに通告をしていただくようお願いします。

次に、発議第10号の鳥羽市の離島におけるごみ及びし尿等の収集運搬に要する費用負担の軽減を求める意見書の提出について、議員発議による意見書の提出を1件予定しております。

以上、よろしくご審査のほどお願いいたします。

○坂倉広子委員長 それでは、事務局長の説明は終わりました。

このことについて、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案等の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案等の取扱いについては、そのように決定いたします。

続きまして、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

提出予定の議案第94号、鳥羽市市税条例等の一部改正について、議案第95号、鳥羽市都市計画税条例の一部改正について、議案第96号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第97号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての4件については、委員会付託を省略いたしたいと考えます。

これに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案第94号から議案第97号の4件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

ご協議いただくことは以上でございます。

これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

(午後 6時11分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年3月27日

議会運営委員長      坂   倉   広   子